

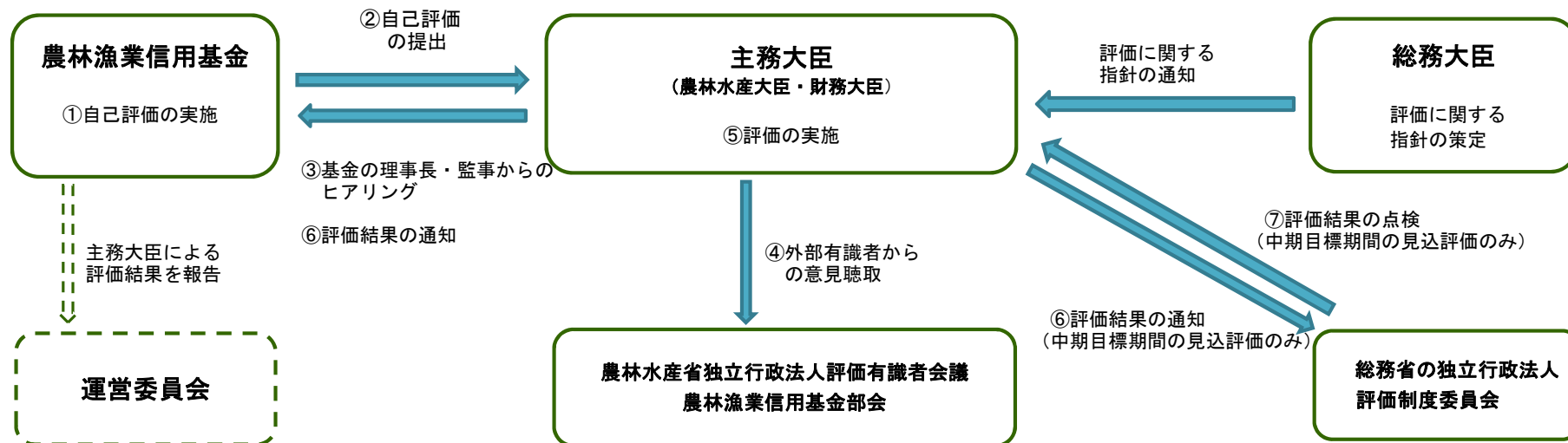
独立行政法人の評価について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
- ・ 主務大臣は、指針に基づいて目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施。
- ・ 総務省の独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の見込評価を点検。

評価のスキーム



評 価 の 流 れ

○年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間（見込・実績）も同様の方法により実施。

【評価項目】

○中期目標で定めた項目を単位として、評価項目を設定。

【項目別評価】

○中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語（S、A、B、C、D）による評価を付す。
「B」を標準とする。

【定量的目標を設定している項目】

| 対目標値の達成度合 | 評価 |
|-----------------|----|
| 120%以上で顕著な成果がある | S |
| 120%以上 | A |
| 100%以上120%未満 | B |
| 80%以上100%未満 | C |
| 80%未満 | D |

【定性的目標を設定している項目】

| | |
|----------------------|---|
| 所期の目標を上回る顕著な成果があった | S |
| 所期の目標を上回る成果があった | A |
| 所期の目標が概ね達成された | B |
| 所期の目標を下回り、改善を要する | C |
| 所期の目標を下回り、抜本的な改善を要する | D |

【総合評価】

○項目別評価を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評価及び5段階の評語（S、A、B、C、D）による評価を付す。

1. 中項目の評価

小項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|---|
| 小項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値との対比〕 | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |

2. 大項目の評価

中項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|---|
| 中項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値との対比〕 | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |

3. 総合評価

大項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、大項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|---|
| 大項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値との対比〕 | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |